



平成26年10月31日

【照会先】

労働基準部監督課

監督課長 西本 直哉

主任監察監督官 五十嵐理夫

(電話) 028-634-9115

(FAX) 028-632-6585

報道関係者 各位

## 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します ～ キャンペーン期間中に重点監督等を実施 ～

栃木労働局（局長 堀江雅和）は、「過重労働解消キャンペーン」期間中に以下の取組を行います。

### 1 実施期間

平成26年11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間

### 2 主な取組

#### (1) 労使の主体的な取組を促します。

キャンペーン期間中に、県内の使用者団体や労働組合に対し、栃木労働局長等による協力要請を行います。

#### (2) 本年11月に集中的な監督指導を実施します。

離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業や過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対し集中的な監督指導（重点監督）を実施します。

#### (3) 無料電話相談（過重労働解消相談ダイヤル）を実施

実施日時 平成26年11月1日（土）9:00～17:00

フリーダイヤル 0120-794-713

以上のほか、「過重労働解消のためのセミナー」「過労死等防止対策推進シンポジウム」「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」について周知します。

※ 詳細は別紙記載のとおり。

**栃木労働局における「過重労働解消キャンペーン」の概要****1 について**

「過重労働解消キャンペーン」期間中に、栃木労働局長、栃木労働局労働基準部長が（※）栃木県経営者協会や連合栃木など栃木県内の労使8団体に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

**※ 報道各社の皆様へ**

栃木労働局長、栃木労働局労働基準部長が別添資料1「要請先及びスケジュール」により団体へ協力要請を行います。取材を希望される方は、以下の連絡先へ事前に必ずご連絡ください。

！要請先団体へ直接連絡はご迷惑となりますので、ご遠慮願います。

連絡先：栃木労働局監督課028（634）9115 担当：五十嵐・大貫

**2 について**

## ◎ 重点監督の対象事業場

- ① 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施します。
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施します。

## ◎ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- ② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導を行います。
- ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導を行います。

## ◎ 司法（送検）処分

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

### 3について ※ [別添資料2参照](#)

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

フリーダイヤル なくしまししょう 長い残業  
0120-794-713

平成26年11月1日(土) 9:00~17:00

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも相談を受け付けています。

#### 【栃木労働局管内の「総合労働相談コーナー」一覧】

栃木労働局総合労働相談コーナー	028(634)9112
宇都宮総合労働相談コーナー	028(633)4251
足利総合労働相談コーナー	0284(41)1188
栃木総合労働相談コーナー	0282(24)7766
鹿沼総合労働相談コーナー	0289(64)3215
大田原総合労働相談コーナー	0287(22)2279
日光総合労働相談コーナー	0288(22)0273
真岡総合労働相談コーナー	0285(82)4443

(開庁時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日を除く。))

#### 【労働条件相談ほっとライン】※ [別添資料3参照](#)

本年9月から、平日夜間と土・日に無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ ろうどう  
0120-811-610

月・火・木・金 17:00~22:00 土・日 10:00~17:00

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html>

#### 【労働基準関係情報メール窓口】

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

○ その他、キャンペーン期間中のイベントは次のとおりです。

① 過重労働解消のためのセミナー：11月11日(火)

会場：東京会場(TAC八重洲校)ほか ※ [別添資料4参照](#)

② 過労死等防止対策推進シンポジウム：11月14日(金)

会場：厚生労働省講堂 ※ [別添資料5参照](#)

③ パワーハラスメント対策取組支援セミナー：11月19日(水)

会場：栃木県総合文化センター ※ [別添資料6参照](#)